

学 則

第一章 教育目標

第1条 本校の目指す教育目標は次のとおりである。

- 1 人権尊重の精神をふまえ、誠実で協調性に富む人を育てる。
- 2 個性を伸ばし、独創性の豊かな人を育てる。
- 3 勤労をたっぴ、努力をおしまない人を育てる。
- 4 進歩する工業技術に対応できる人を育てる。

第二章 修業年限・学科・生徒定数

第2条 本校に全日制課程（工業科）を置き、修業年限は3年とする。

第3条 本校の設置学科並びに生徒定数は次のとおりである。

設置学科名	総合情報科
生徒定数	525名

第三章 学年・学期・休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を分けて、次の三学期とする。

第1学期	4月1日から	8月31日まで
第2学期	9月1日から	12月31日まで
第3学期	1月1日から	3月31日まで

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- 1 国民の祝祭日
- 2 土曜日、日曜日
- 3 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- 4 冬季休業日 12月26日から1月7日まで
- 5 春季休業日 3月26日から4月5日まで
- 6 開校記念日 10月2日
- 7 その他、東京都教育委員会が定めた日

第四章 教育課程

第7条 本校の教育課程は次のとおりである。

別紙

第五章 単位の認定・修了・卒業

第8条 各教科・科目の単位の履修及び修得の認定は、出席時数並びに学習成績に基づき各学年末に行う。

第9条（進級） 進級は、本校所定の教育課程の内、当該学年の全科目を履修し、各学年で定められた単位数以上を修得する。

第1学年 26単位以上（ただし、未修得3単位までとする）

第2学年 27単位以上（ただし、未修得3単位までとする）

第3学年 27単位以上（ただし、未修得2単位までとする）

なお、通級による指導の単位数は各学年の修得単位数に加算する。

第10条（卒業） 3年以上在籍し、第9条に示す範囲内で、各学年の単位を修得した者には卒業を認定し、卒業証書を授与する。

第六章 休学・転学・退学・出席停止・留学

- 第11条 生徒が病気のため、3ヶ月以上の休養を必要とするときは、校長は2年の範囲内において休学を許可する。
- 第12条 生徒は休学をしようとするときは、医師の診断書を添え、所定の様式に保護者と連署の上、校長宛に願い出るものとする。
- 第13条 休学事由が終了し復学を希望するときは、治癒を証する医師の診断書を添え、所定の様式に保護者と連署の上、校長宛に願い出るものとする。
- 第14条 生徒が他の学校に転学を希望するときは、所定の様式により保護者と連署の上、校長宛に願い出るものとする。
- 第15条 生徒が退学を希望するときは、所定の様式にその理由を明記し、保護者と連署の上、校長宛に願い出るものとする。
- 第16条 校長は、感染症その他の理由により必要と認めるときは、期間を定めて生徒の出席を停止することがある。
- 第17条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可できる。留学に関する規定は、別に定める。

第七章 賞 罰

- 第18条 校長は、学業或いは行為の特に優れた生徒に対して表彰できる。
- 第18条の2 次に示す条件を満たした生徒に対し、卒業時に皆勤賞及び精勤賞を授与する。
- (1) 皆勤賞 …… 3年間、欠席、遅刻、早退が皆無の場合
 - (2) 精勤賞 …… 3年間の欠席、遅刻及び早退日数が合わせて6日以下の場合
- 第19条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。懲戒は、退学、停学、訓告、訓戒その他とする。
- 第20条 次の各号の1に該当する者に対しては、校長が退学を命ずる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 第21条 校有物を破棄毀損又は紛失したときは、現品又は金品を以て賠償させることがある。

第八章 奨学生

- 第22条 日本学生支援機構、東京都育英資金、その他の育英機関の奨学金貸し付けを希望する者は、学校からの指示がある時期に申し出ることができる。

第九章 特別活動等

- 第23条 ホームルーム活動、生徒会活動及び部・同好会の諸活動は、学校の教育方針に従い、教育の全体計画の一環として行う。
- 第24条 ホームルーム活動は、ホームルーム担任の指導の下に、ホームルーム年間計画に基づいて行う。
- 第25条 生徒会活動及び部活動は、校長の認める範囲内において顧問の指導の下に行う。また、生徒総会の決議及びその他の重要な事項は、校長の承認を受けなければ効力を生じない。